

36協定の様式が変わります！

自動車運転手

2019年4月に施行された時間外労働の上限規制について、適用猶予の対象とされていた自動車運転手においても2024年4月1日から適用され、それに伴って36協定の届出様式も変更されます。新様式や具体的な改正内容について今一度確認しておきましょう！

上限規制と新様式？

「時間外労働の上限規制」とは、過度の残業をなくし、働く方の健康を確保することを目的として施行された法律です。ポイントは次の4点ですが、自動車運転手については更に右のように取扱うこととされています。

- ①原則として時間外労働を1か月45時間、1年360時間以内
- ②時間外労働と休日労働の合計は1か月100時間未満
- ③時間外労働と休日労働の合計は2～6か月平均80時間以内
- ④1か月45時間を超えて時間外労働をさせる場合に、特別延長できる回数は年6回以内

猶予期間中の取扱い（2024年3月31日まで）

上限規制はいずれも適用されません

猶予期間終了後の取扱い（2024年4月1日以降）

- ①について適用。
- ②～④については適用されない代わりに臨時的な特別な事情の場合の上限が年960時間

新しい届出様式は2種類！

今後は運転手とそれ以外の労働者を1枚の協定届に記載できるみたい



時間外労働、休日労働が全くない（見込まれない）	月45時間を超える時間外労働、休日労働が	
	見込まれない	見込まれる
36協定は不要！	様式第9号の3の4	様式第9号の3の5

各種様式は [主要様式ダウンロードコーナー](#) でも公開しています



気になるポイントもチェック！

Q 「自動車の運転業務に従事する者」の範囲って？

平成30年12月28日付け基発1228第15号 により自動車運転手の範囲が次のように示されました。

改善基準告示第1条の「自動車の運転の業務に主として従事する者」が対象となるものであり、物品又は人を運搬するために自動車を運転することが労働契約上の主として従事する業務となっている者は原則として該当する。ただし、

- ①当該業務が労働契約上の主たる業務でない者についても、実態として物品又は人を運搬するために自動車を運転する時間が現に労働時間の半分を超え、かつ、年間総労働時間の半分を超えることが見込まれる場合には「自動車の運転に主として従事する者」として取り扱う
- ②当該業務が労働契約上の主たる業務である者について、実態として当該業務を主たる業務としていない場合は該当しない

雇用契約の内容だけでなく実際の勤務時間の様子を確認する必要があります



Q 上限規制や改善基準の新告示に対応していない労使協定は今すぐ再締結したほうがいい？

36協定、運転者の拘束時間等延長の協定のいずれについても次のとおり取扱います。

(1) 締結している協定の有効期間が

2024年3月31日と2024年4月1日を跨ぐ場合

2024年4月1日以降も協定の効力は引続き有効のため同日開始の協定を締結しなおす必要はありません。

なお、次回協定からは新様式で作成する必要があります。

(右のイメージのとおり)

(2) 締結している協定の有効期間の終期が2024年3月31日以前である場合、または労使協定を締結していない場合

2024年4月1日から上限規制および新告示に対応する必要があります。

Q 従来の様式（様式9号、様式9号の4）で届出てもいいの？

36協定の始期が2024年4月1日以降の協定はすべて新様式で届け出る必要があります、現行の「様式9号の4」により提出されたものは受け付けられません。

なお、2024年4月以降にも自動車運転手を含むすべての労働者について様式第9号（または第9号の2）による届出を行うことができますが、その場合は運転手についても上限規制のすべて(上記①～④)が適用されるため注意が必要です。

